

# 中間貯蔵必要だけど

震災  
10年  
検証

除染③

「中間貯蔵施設が福島復興には欠かせないのは分かっている…」。

先祖伝来の土地か、福島の復興か。

古里奪われる気持ち  
県内の多くの自治体で除染が行われた。大橋は仮置き場への土壌搬入が進む中で、揺れ動いた気持ちがあつたことを明かす。「福島がきれいになれば、福島を離れた人も戻ってくるはず。福島の農産物のPRも胸を張ってできるんだよな」

国は14年5～6月に全16回の住民説明会を開いた。だが、「『丁寧に説明します』『お願いします』という押し付けだけ。かえって不信感だけが残った」。地権者有志でつくる30年中間貯蔵施設地権者会長の門馬好春(63)＝大熊町＝は、ぱっさり切り捨てる。

古里を追われた大熊、双葉両町の住民が所有する土地の上にあるのは、慣れ親しんだ家でも畠でもない。除染土が日々運び込まれる中間貯蔵施設が広がっている。

「日本中探しても適地はうち(双葉郡)しかないと思ったよ。四季の移ろいを感じられた古里にはもう戻れないだろうな」。首相の菅直人(当時)が県庁を訪れ、突然、知事の佐藤雄平(当時)に中間貯蔵施設建設を要請した2011(平成23)年8月27日。大橋庸一(79)

＝双葉町＝は迷惑施設建設の難題が突き付けられた日、そう悟った。

古里奪われる気持ち

置き場の原発事故前価格から算出したものと異なり、土地使用補償についても国内ルールから外れていた。「これでは理解できない。

協議の過程で政府は一時、候補地を国有化して公共事業価格で買上げる計画を示したが、住民の意見を踏まえ、最長30年間の「地上権」を容認。また、搬入開始か

古里を奪われる気持ちをまるで分かっていない」。門馬の不信感は強くなつていった。

最長30年の「地上権」



除染土が運び込まれる中間貯蔵施設内の土壤貯蔵施設。  
元の町の風景は残されていない=2020年2月

■地上権 民法265条で定められた、他人の土地を使用する権利。中間貯蔵施設の建設では、2020(令和2)年12月末時点で、契約済みの1205件のうち、155件約206㌶について地上権が設定されている。設定による補償として、土地価格を元に産出した地上権設定対価が地権者に支払われている。他の契約済み用地は、売買契約が交わされている。

【2面に連記】

(敬称略)

ら30年以内に県外で最終処分を完了させることを明記した「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」も同11月20日に成立させた。

建設を容認した県と双葉、大熊の両町は15年2月に搬入容認も国に伝えた。そして、同3月13日、除染で出た土壌が初めて大熊町の中間貯蔵施設に運び込まれた。

「懸念は『永遠の中間貯蔵施設』になつてしまふのではないかということ」と大橋は言う。門馬は同会として、同法3条にある「福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」を「30年後に完了するものとすること」への改定を求めている。

# 土壤と草木類に分別

## 法定の最終処分場

中間貯蔵施設に搬入され  
除染土などは、最終処分場  
へと運ばれることとなる  
が、処分場の制度設計はほ  
ぼ白紙状態だ。

環境省は有識者の検討を  
踏まえて「中間貯蔵除去土  
壤等の減容・再生利用技術

開発戦略」と工程表を策定  
した。減容化、再生利用の  
技術開発などの研究と、イベ  
ントでの情報発信などによ  
る国民的な理解醸成を同  
時並行で進めている。ただ、  
シケートでは、県外の回答

者（3466人）で県外最  
終処分が法律で定められて  
いることを「聞いたことは  
あるが、内容は全く知らな  
い」「聞いたことがない」と  
答えた人が約80%に上つ  
た。この結果は、まだまだ  
多くの人が最終処分場を意

## 県外調査「知らない」80%

中間貯蔵施設の敷地面積  
は約1600ha。1月28日  
現在の集計によるとすでに  
運び込まれた除染土壤は約  
1036万立方mで、輸送  
対象物全体（約1400万  
立方m）の約74%となっ  
ている。【1面に本記】

中間貯蔵施設には主に①  
受け入れ・分別施設②土壤  
貯蔵施設③減容化施設④廃  
棄物貯蔵施設がある。仮

草木類、除染土を包んで  
いた大型土のう袋の残り片  
などは減容化施設（仮設焼  
却施設、仮設灰処理施設）  
で処理される。焼却灰と集

中間貯蔵施設の敷地面積  
は約1600ha。1月28日  
現在の集計によるとすでに  
運び込まれた除染土壤は約  
1036万立方mで、輸送  
対象物全体（約1400万  
立方m）の約74%となっ  
ている。【1面に本記】

草木類、除染土を包んで  
いた大型土のう袋の残り片  
などは減容化施設（仮設焼  
却施設、仮設灰処理施設）  
で処理される。焼却灰と集

## 震災10年 検証

置き場から運ばれてきた土  
壤は受け入れ・分別施設で  
草木や土壤に分けられる。  
土壤は土壤貯蔵施設へ。

この施設では土壤を重機で  
運び入れて締め固める。二  
重の遮水シートが敷かれて  
おり、地下への浸透を防い  
でいる。雨水などにより発  
生する水は、集配水設備に  
よって浸出水処理施設に送  
られる。貯蔵が完了した後  
には、上部を遮水シートで  
覆い、さらに土で覆う。

## 焼却灰は廃棄物貯蔵施設へ

じん装置で集まつたばいじんは鋼製の角形容器に封入、廃棄物貯蔵施設に運ばれる。角形容器は内寸で幅1・3m、奥行き1・3m、高さ1・1m。1月末時点

で、4162個が倒れない  
よう固定した上で収めら  
れている。

で、4162個が倒れない  
よう固定した上で収めら  
れている。

